

## 第2期栗東市子ども・子育て支援事業計画の策定について

### 1. 栗東市子ども・子育て支援事業計画とは

子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。国から示された基本指針に基づき、5年間の計画期間における幼児期の教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画です。

現行計画は令和元年度（平成31年度）で計画期間を終了することから、令和2年度～令和6年度を計画期間とする第2期計画を策定します。

#### ■第1期計画における記載事項

☆「栗東市次世代育成支援行動計画」を踏まえ、市の他の計画において既に推進している一部の事業を除くとともに、「子ども・子育て支援法」と、その基本指針に定める就学前の教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業および、任意項目の仕事と子育ての両立支援や要保護児童対策等の項目を対象としています。

#### 【必須記載事項】

- ①幼児期の教育・保育提供区域の設定
- ②各年度における区域ごとの幼児期の教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期  
【幼稚園・保育園・幼児園】
- ③各年度における区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期  
【延長保育事業・一時預かり事業・放課後児童健全育成事業・地域子育て支援拠点事業・子育て短期支援事業・病後児保育事業・妊婦に関する健康診査・乳児家庭全戸訪問事業・養育訪問その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業・利用者支援事業・実費徴収にかかる補足給付を行う事業・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業】
- ④幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

## 【任意記載事項】

- ①市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等
- ②子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する市町村の実情に応じた施策  
【児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実】
- ③労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
- ④市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期
- ⑤市町村子ども・子育て支援事業計画の期間
- ⑥市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

## 2. 基本指針の改正について

平成31年1月28日に開催された国の第41回子ども・子育て会議において、計画策定の基本指針について、その内容を改正する方針案が公表されました。改正内容は以下の3点で、これらの内容を反映した第2期計画の基本指針が6月頃に発出される予定であり、改正後の基本指針に基づき策定を進めます。

### ■改正を検討中の主な項目（第41回子ども・子育て会議 資料4より）】

- (1) 制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の3事項について追記。
  - ①幼児教育アドバイザーの配置・確保及び幼児教育センターの体制整備
  - ②幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望への対応
  - ③外国につながる幼児への支援・配慮
- (2) 平成28年の児童福祉法改正等による社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正に関する事項について見直し。
- (3) 新・放課後子ども総合プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について追記。

※以上に加えて、幼児教育無償化に係る子ども・子育て支援法の改正法案が可決、成立し、令和元年10月から実施予定。